

少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書（案）

30年ぶりとなる学級編制標準の引き下げとなる、義務教育標準法が改正され、小学校1年生の35人以下学級が実現しました。

義務教育標準法の改正条文の付則には、小学校2年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次改定する検討と法制上を含めた措置を講ずることと、措置を講じる際の安定した財源の確保の必要性も明記されています。

現在も、多くの地方自治体において独自に少人数学級が実施されており、大きな効果をあげています。しかしながら、こうした状況は住んでいる自治体の財政状況により教育格差を生じる恐れがあります。また、義務教育費国庫負担制度を堅持していくことは、地方自治体の財政を守るためにも必要です。

子どもたちが全国どこに住んでいても教育の機会均等が担保され、教育水準が維持向上されるように施策を講じる必要があります。よって、国におかれては、次の事項を実施されるよう強く要望する。

記

- 1 義務教育標準法付則に明記されているように、小学校2年生から中学校3年生の少人数学級を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を今後も堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月27日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

宛

兵庫県三田市議会